

総務政策委員会記録

開会年月日	平成 23 年 11 月 25 日
開会時刻	午前 9 時 57 分
閉会時刻	午前 10 時 52 分
出席委員名	◎佐之井久紀 ○吉井 詩子 野口 佳子 黒木騎代春 ..... 中川 幸久 浜口 和久 工村 一三 長岡 敏彦 ..... 中村 豊治 .....
欠席委員名	
署名者	野口 佳子 黒木騎代春
担当書記	津村 将彦
審議議案	所管事務調査 防災対策に関する事項 ..... 所管事務調査 ふるさと未来づくりに関する事項
説明者	検査室長 ..... 総務部長 総務部参事 総務課長 管財契約課長 ..... 情報戦略局長 情報調査室長 行政経営課長 ..... 行政経営課副参事 広報広聴課長 ..... 環境生活部長 市民交流課長 戸籍住民課長 ..... 都市整備部長 都市整備部次長 都市計画課長 用地課長 ..... 建築住宅課長 ..... 二見総合支所長 小俣総合支所長 ..... 消防長 消防次長 消防署長 消防課長 通信指令課長 ..... 予防課長 ..... 選挙管理委員会事務局長

## 審議結果並びに経過

佐之井委員長が開会を宣言し、会議録署名者に野口委員、黒木委員を指名した。

直ちに議事に入り、所管事務調査である、防災対策に関する事項及びふるさと未来づくりに関する事項について経過報告を受け、質疑の後、引き続き継続調査を行うことと決定され、委員会を閉会した。

開会 午前9時57分

### ◎佐之井久紀委員長

みなさんおはようございます。

ただいまから総務政策委員会を開会します。

本日の出席者は全員でございますので、会議は成立をしております。

それでは会議に入ります。

会議録署名者2名を委員長において指名いたします。毎度のことで恐縮ですが、野口委員、黒木委員の御両名、よろしく願いをいたします。

本日、御協議いただきます案件は、当委員会の所管調査事項であります、防災対策、それからふるさと未来づくり、それぞれその後の経過等についてを御報告いただくものでございます。

はじめに、防災対策についてをお願いしたいと思います。

既に配付済みの津波浸水予測図速報版というのが既に出ているわけでございますが、十分見ていただいたかと思えます。

それから市の防災計画にも大いに関係をいたします、国あるいは県がどういう動向なのかということ等も含めて、その後の経過を当局よりご報告していただきたいと、こう思いますので、当局よろしく願います。

総務部参事。

### ●中村龍平総務部参事

おはようございます。

それでは、地震・津波対策に係る国、県、市の取組状況と今後の取り組みにつきまして御説明いたします。

まず資料の御案内でございますが、右上、括弧内、総務政策委員会資料1と記入しておりますペーパーの両面、両面刷りでございますが、本日説明いたします内容でございます。

添付してございますコピーの図面と、もう1枚右上に参考と書いてあります資料は、前回協議会に資料として添付し、説明申し上げておりますので、説明は省略いたしますが、参考にござらんください。

それでは10月5日の前回委員会以降の主な取り組み等の内容につきまして、資料1に

より、御説明いたします。

太字の1番、国における取り組み、(1)今取り組んでいる内容でございます。

中央防災会議の地震と津波災害を検討する専門調査会において、「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査報告書」が、11月2日に自治体職員へ説明が行われました。

その中で、当市に関連の深い主な内容のみ御紹介いたします。

1)「東海地震・東南海地震・南海地震」を含めた4つの地震を対象として、今後において対策を検討する。

2)地震や津波規模を過去千年間までさかのぼり、発生した最大規模の地震・津波を対象とする。

3)津波対策を構築するにあたり、次の2つのレベルの津波を想定し、対策を検討する。

①発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波。この津波対策の主なものは避難行動とする。

②発生頻度は高く、100年から150年間隔に1度ということでございます。津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波。対策の主なものは、海岸保全施設等の整備とする。

以上が中央防災会議の検討内容で、当市に関連する主な内容でございます。

続いて(2)今後の取り組み方針。

中央防災会議では、防災対策推進検討会議を設置し、「東海・東南海・南海地震」の3連動地震等の大規模地震や津波対策の見直しを行っており、見直し結果は平成24年度の夏頃までに最終報告が行われると聞いております。

続きまして太字の2番、県における取り組みでございます。

(1)今取り組んでいる内容。

1)国の取り組みとは別に、今年の10月3日に県独自の津波浸水予測調査結果(速報版)を公表いたしました。別添津波浸水予測図のものです。

2)東日本大震災の教訓を踏まえ、避難行動を軸にすぐさま対処すべき課題への対応策を記した「緊急地震対策行動計画」を取りまとめました。

(2)今後の取り組み方針です。

1)市町における津波避難計画づくりや、避難訓練の実施など緊急対策に取り組むこととしております。

2)国の中央防災会議の被害想定結果や新しい方針などが示された段階で、これらの事項などを踏まえ、「緊急地震対策行動計画」の取り組みに加え、帰宅困難者対策などのソフト事業、地震に強いまちづくり等、社会基盤に係る事業などを含めた総合的な地震対策として、仮称ではございますけど、「新地震対策行動計画」策定に向けて取り組むこととしております。

最後に太字の3番、市の取り組みです。今取り組んでいる内容でございます。

1)新たな津波浸水予測(速報版)が出たことにより、津波警報発令時に「より高く、より遠くへ」避難するよう、それができない方は、地域の方の協力を得て、高い建物へ

避難する啓発を行っております。

また、地域で実施されております防災訓練の支援もさらに行っております。

2) 津波から逃げ遅れた際に、小中学校の校舎屋上または最上階へ避難できるよう、校舎へ外付け階段と屋上フェンス設置の検討を進めております。

3) 備蓄物資の高所移転調整を進めております。

4) 高い建物を所有する事業所に協力を求め、民間避難所としての活用を進めております。

5) 飲料水の備蓄計画の前倒し、被害拡大を想定して、毛布等備蓄量を増やしてまいります。

(2) 今後の取り組み方針でございます。

1) 県の津波浸水予測結果(確定版)が公表されれば、それに基づき、広報いせなどを通じて、津波浸水予測図を作成し、配布してまいります。

2) 新たな津波浸水深に基づき、小中学校の校舎へ外付け避難階段設置や備蓄物資を高所に移転を行ってまいります。

3) 避難所設置基準等の見直しを行った上で、地震・風水害・土砂災害等の諸現象を地図上に示したハザードマップを作成してまいります。

4) 広報いせを通じ、防災啓発をさらに充実させるとともに、自治会や自主防災組織と園児・児童生徒を対象とした防災に、さらに取り組んでまいります。

5) 新たな被害想定に基づく、避難計画づくりや備蓄整備を進めてまいります。

以上、おおまかな内容であります。さらなる防災対策を進めてまいりたいと考えております。

以上が「地震・津波対策に係る国、県、市の取組状況と今後の取り組みについて」の御説明でした。以上でございます。

◎佐之井久紀委員長

ありがとうございました。

それでは、本件は報告事項ということでございますが、この際、御質問等がございましたらお受けをいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

御発言はありませんか。

黒木委員。

○黒木騎代春委員

初歩的な質問で悪いのですが、教えていただきたいのですけれども、「1 国における取り組み」の1)の地震の対象の、4つの地震ということになっておりますけれども、その組み合わせというのはどんなような意味なのかというのを、ちょっと教えてください。

◎佐之井久紀委員長

参事。

●中村龍平総務部参事

ただいまの黒木議員さんの御質問でございますけれども、まず我々が一番関係ございますのは、ここに書いてございますように、東海・東南海・南海地震の3連動、これが1つの組み合わせでございます。

それで、北のほうから申し上げますと、北海道・東北、ここの太平洋側のほうでの1つのグループの地震がございます。

それと東京都の直下型地震、これが1つ。それともう1つはこの間、すみません、阪神淡路大震災が起こった地域から奈良、それから滋賀県、それから京都の南の一部、それと三重県の北部の一部、ここの近畿圏、中部圏、その組み合わせがあり、合計4つの地震が今、大きくクローズアップされております。

◎佐之井久紀委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

そうしたら、その次の、過去千年までさかのぼった対象となっている最大規模の地震とその内容については、どういうふうになっていきますか。

◎佐之井久紀委員長

総務部参事。

●中村龍平総務部参事

これまで100年から150年、また長くても400年程度の、文献、そういうものがあつた範囲での地震対策ということで取り組んでまいりました。

しかし今後は千年までさかのぼる必要があるんじゃないのかというところで、例えば地質、地層、そういう古文書、そういうものから割り出すと、過去千年程度まで調べられることが可能だということがあって、さらに千年に1度の程度の地震、ここで大きな災害が起こっていることも裏付けができるというようなところから、ここまでさかのぼるの対策が必要だろうと、そういうふうに判断がされたということでございます。

◎佐之井久紀委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

そうしたら、この「3市における取り組みの」中で、屋上フェンスというのがあります。これは今回の東日本の場合でもフェンスにつかまって命が救われたという話も聞くのですが、このフェンスというのは、今でも屋上のフェンスというのはある所もないのかなと思いますけれども、そのへんはどのような、特殊なフェンスのことをいうのでしょうか。そういう時につかまるとか、そういうような意味合いでいうのでしょうか。

どんなのか、そのへんについてどんなような物をいうのかをお願いします。

◎佐之井久紀委員長  
参事。

●中村龍平総務部参事

今現在、考えておりますのは、特に特殊ということではございません。屋上へ避難された方が転落をしないように取り囲むフェンスを考えております。

◎佐之井久紀委員長  
黒木委員。

○黒木騎代春委員

それから今、市民の中からちょっとこの内容にはないのですが、活断層というのは、構造線というのですか、それがこの県内にも、伊勢市の中でもあるという話があって、それをかなり気にしてるという話もあるのですが、そんなのに対しては想定とか、対応とかというのは今回の話の中では出てないのでしょうか。

◎佐之井久紀委員長  
参事。

●中村龍平総務部参事

伊勢市内の下に活断層というのは、活断層ではございませんですけど、断層というのはあるということは文献にも載っております。

ただしこの伊勢市のところにつきましては、その活断層は私の言い方が少し間違っているかも知れませんが、極めて発生が予測しないというような内容で、例えば同じ断層におきまして、奈良側のほうに入ると、その断層はわずかですけどもその可能性があると。地震の可能性があると、そういうふうな書かれ方は文献のほうにはしております。

◎佐之井久紀委員長  
黒木委員。

○黒木騎代春委員

ありがとうございました。

最後にお伺いしたいのですが、一番最後のところに避難計画づくりとは、ということである中で、海岸河川からの距離、標高を踏まえたうえというような表現があるのですが、この間、この議会の中でも質問があって、標高、海拔なんかは表示してある所とそうでない所があって、それはやっぱり一般化すべきじゃないかという提案もあっ

たと思うのですが、今それぞれの自治会の中で自主的にそういうものを表示しているような所も見受けるようにも思うのですが、伊勢市全体としてやっぱりそういう市民に認識をしてもらえるような標高なんかも踏まえたうえでというのが前提になると思いますので、そういうことをやっぱり主な所に表示していくというような、そういう話というのは考えていないのでしょうか。

◎佐之井久紀委員長  
参事。

●中村龍平総務部参事

私どもが今、考えておりますのは、三重県とそれから中部電力、またはNTTの電柱、こちらのほうで電柱表示の協定を結んでおります。

今おっしゃられた地盤の高さについては、この規定、例えばテープであるとか、また金属板であるとか、プラスチック板であるとか、そういうような規定はございます。そういう規定に乗っかって市のほうも作成をして、自治会の、また自主防の協力も得ながら表示のほうをさせていただきたいと考えております。

◎佐之井久紀委員長  
よろしいですか。  
他に。中村委員。

○中村豊治委員

数点ちょっとお尋ねさせていただきたいと思います。

特に10月3日に出されたこの県の浸水予測結果についてはですね、当然平成24年度の夏ごろに最終的に見直すというぐあいと言われておるわけですがけれども、いずれにいたしましても、今回出されたこの予測図を確認いたしますと、大変市民の反響が多かったというぐあいに私ども、思っております。

いろいろ当局、御尽力されましているんなところへ行かれて、いろんな研修もされておる、こういうことについても評価をさせていただきたいというように思っております。

そこで数点、確認させていただきたいのは、まず先ほど出ましたように、津波警報が発表された場合、より高く、より遠くへ避難するということを書かれておるのですが、非常にそういう意味ではこの地域の状況によって違ってくるといふぐあいに思っておりますが、特に来年度のいろんな予算も含めて今、黒木委員のほうから出ております、屋上へのフェンスの取り付けとか、外付け階段の問題とか、これについては真剣に今、検討させていただいておると思うのですが、この経過についてまずちょっと教えていただきたいと思います。

◎佐之井久紀委員長  
参事。

●中村龍平総務部参事

ただいまの御質問でございますけれども、現在、10月3日に出されました浸水予測図速報版、ここにおいては合計20校の小中学校がその予測区域内に入ってまいりました。前は14校でございますけれども、6校増えてまいりました。

さらに浸水深、津波による深さ、それが以前は1から2メートルが最高でございましたけれども、これが最高4から5メートル、そういうところまで深く津波に飲み込まれるというような、そんな予測が出ております。

したがって、この小中学校に外付け階段、それと屋上にフェンスがないところがたくさんございますので、そのフェンス等を設置して、また逃げ遅れた方や、遠くへ逃げられない方、こういう方をその避難階段を通じまして、屋上へ避難をしていただく。

また浸水深が低いところの小中学校もございますので、そこへは最上階へ逃げていただくように今、考えているところでございます。以上です。

◎佐之井久紀委員長

中村委員。

○中村豊治委員

次にちょっと確認させていただきたいのは、例えばこの避難所、ここに書いてありますように、市の取り組みの中で、避難所の設置基準の見直しと、ハザードマップの作成及び避難計画づくりについて具体的に避難場所や避難経路を作成すると、このように今後の取り組みの中で整理されておるのですけれども、実際に、具体的に町単位でこれをやっていくのか、どういう単位でこれを作成していくのか、非常にこれは大事だと思うのですよ。

この部分をどのように考えておられるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

◎佐之井久紀委員長

総務部参事。

●中村龍平総務部参事

避難所のことと、避難計画づくりは非常に関連があることでございます。ですので2つ重ねて説明をさせていただきます。

まず、避難所といいますのは今、各地域では1つずつくらいは間違いなくあるのでございますけれども、その避難所が低い土地の所に設置されておりましたり、耐震化がされてなかったり、いろいろでございます。

そういうことでまず、全市的に避難所というのをまず立地条件、それと構造上の条件、そういうものを整理してまいりたいと思います。

それに加えて今、中村委員さんがおっしゃられました、今度は地域でなくなっていくということが懸念されますので、そういう場合は地域で逃げられる範囲で配置していくと、基本的にはそういうふうにならざるを得ないと思います。



このことにつきましては、専門委員会を設けまして、検討を進めてまいります。以上です。

◎佐之井久紀委員長

中村委員。

○中村豊治委員

特にこの、設置基準の見直しも含めて、避難経路、避難場所、地域によってやっていくのだというようなこととお話いただいているのですが、いろいろ地域によって収容人員とかそういうことも全然違ってくると思うのですよね。

だから当然、説明いただいておりますように、身体障がい者の方とかお年寄りの方等々、やっぱりこれは遠くへ逃げられないと、このようなことも含めて、実際にはある程度色分けをしながら、こういうようなハザードマップを含めて、避難計画を含めてつくっていくのかどうか、その点はいかがですか。

◎佐之井久紀委員長

参事。

●中村龍平総務部参事

おっしゃられますように、地域の方で逃げられない方、遠くへ逃げられない方、また何らかの理由で逃げ遅れた方につきましては、地域の避難所へ避難をしていただく、これが1点。

それとハザードマップにつきましては、大きく全市的に考えまして、大地震が起きた時にどこに逃げる場所があるのか、そういうところも示していきたいと思っております。

地域によっては遠い所へわざわざ逃げることもございませぬし、早急に逃げなければいけないということになりますと、なるべく近くの場所の高い所へ逃げさせていただくと、そういうところの方向性を示したものを、ハザードマップとして作ってまいりたいと考えております。

◎佐之井久紀委員長

中村委員。

○中村豊治委員

是非そういう方向で取り組んでいただきたい。

それから最近よく言われるのは、津波の避難困難地域、こういうことがよく言われておるわけですね。実際にこの津波避難困難地域については当然、海岸線ということについて、当たり前のように思うのですけれども、この考え方ですね。市として津波避難困難地域というものについては、どのような形で今、検討されておるのか、伊勢市の定義というものが私はあると思うのですよ。

だからこれはどういう検討をされておるのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

◎佐之井久紀委員長  
参事。

●中村龍平総務部参事

今現在、避難の困難地域という定め基準は持っておりません。

ただ、今後この避難所検討、この中で避難困難地域というところを定めてまいりたいと思えます。

私の気持ちの中では、第1波が来るまでに避難ができない、そういう地域がまず基準となってくるのではなからうかなと考えております。

この専門委員会でのことについて検討し、基準を決めてまいりたいと思えます。

◎佐之井久紀委員長  
中村委員。

○中村豊治委員

これね、非常に私、大事なことだと思うのですよ。

伊勢市の中でも津波避難困難地域というものが検討委員会で検討されるということなのですけれども、具体的には参考の中にいろいろ数字も出ておるのですけれども、こういうものを当然参考にしながら、やっぱり津波避難困難地域というようなことも含めて、避難所の問題、さらにはこれからそういう避難ができない、例えば海岸線に防災タワーというものもこれから検討していくのだということも、私は当局に考えていただけたらと思うのですけれども、こんなことも含めて、やっぱり早急に津波避難困難地域についてはこうなのだというものを、伊勢市としての定義も私は必要ではないかと思うのです。

この点、もう一度、考え方があれば教えていただきたい。

◎佐之井久紀委員長  
参事。

●中村龍平総務部参事

避難困難地域というのは、当伊勢地域にも出てくるかなと思っております。

そういうことで、それに対応をさせていただくために、きちんとした基準をつくってまいりたいと思えます。

◎佐之井久紀委員長  
他に聞いておくこと、そうしたら野口委員さん。

○野口佳子委員

市における取り組みのところなのですけれども、4)のところ、民間避難所としての活用を進めていると書いていただいているのですけれども、どこのところを避難所に指定されるのでしょうか。

◎佐之井久紀委員長

参事。

●中村龍平総務部参事

地域は特に沿岸部を中心に、そういう民間避難所を設置していきたいという気持ちはあるのですが、残念ながらなかなかそういう地域には高い建物が存在するところがこの市にまんべんなくございません。

そういうことにおきましては、残念なことなのですが、そういう場合は民間のアパート、4階建て以上のアパート、それとか事業所、そういうところに求めていくような考えを持っております。以上です。

◎佐之井久紀委員長

野口委員。

○野口佳子委員

ありがとうございます。

そうしましたら、5)のところの飲料水や災害用の毛布を購入して、備蓄計画の前倒しを図っていると書いていただいておりますので、これはどの程度購入される予定なのでしょうか。

◎佐之井久紀委員長

参事。

●中村龍平総務部参事

特に飲料水や毛布と書かせていただいておりますのは、今回の3.11の時にまず必要となったものでございますので、まだ他にももちろんございますけれども、こういうふうに書かせていただきました。

それと備蓄量でございますけれども、備蓄目標というものを持っております。その目標に対して今、水というのは、飲料水は他の備蓄物資と比べても少のうございます。低くございます。

そういうところから水を、飲料水を自前で早く備蓄目標に達していきたいというところ、それと毛布は今、備蓄量を満たしておりますけれども、今回の3.11で区域が拡大しました。

したがって今、マグニチュード8.7の備蓄量は満たしているものの、さらに拡

大したということで、さらなる毛布の量が必要となってくるというところからの判断で、毛布を前倒しで備蓄量を増やしていきたいと、そういう考えでございます。

◎佐之井久紀委員長

よろしいか。工村委員。

○工村一三委員

先ほど中村委員のほうから大きな考え方の規定とか、あるいは基準とかいうような質問をいただきましたので、その線に沿ってお願いしたいと思いますが、私、少しちょっと細かい中身に入って申し訳ないのですが、先ほど市における取り組みの中で、より高くより遠くへという内容がございましたが、この避難計画づくりについて少しお尋ねしたいと思いますのですけれども。

例えば2キロくらいのところに避難所があるとかいうところで、避難するというような状況になった場合、例えば避難経路の中でブロックが破れたり、あるいは建物が倒壊したりとかいうことで、避難が非常に難しいようなことが実質、地震の後、津波が来る間に起こりうる可能性があると思います。

そのへんはどういうふうに、市のほうで調査されるのか、あるいは各自治区でみたいな形で調査されるのか。またそれをどういうふうに避難経路をこの計画に織り込んでいくのかということをもまず1つ、お聞きしたいと思います。

これをどういうふうに調査されて、どういうふうに広報をされるかということも含めまして。

◎佐之井久紀委員長

参事。

●中村龍平総務部参事

今、工村委員さんのおっしゃったのは、非常に過程が、いろんなことが想定されて、非常に答えとしては難しいわけでございますけれども、私ども、この伊勢地域が大災害に襲われた時に、どのような状況になっているかというところ、そこが非常に想定が難しいわけでございます。

ただ今回、避難計画づくりの中では、大学の先生、また県のそのあたりをよく知っている担当者、そういう方を招いて専門委員会を設置いたしますので、そのあたりをしっかりと検討しながらやっていかなければならないと思っております。以上です。

◎佐之井久紀委員長

工村委員。

○工村一三委員

ありがとうございます。

実質、この津波到達時間が大湊で約2時間。マグニチュード8.7の場合。マグニチュード9の場合は2時間半という、ものすごく時間的には余裕があるように思いますが、この到達時間自体は最大の、一番大きな津波が来る時間だというふうに県のほうでは書いてございますが、例えば1波の場合、本当に果たしてこの2時間という余裕があるのかどうかというのが非常に私自身、心配になってきます。

ですから、2時間の中に本当に、あるいは1時間、30分の間に来るかというのが、これではちょっと非常に読みにくいところがございますのですが、実際、逃げる場合の、避難する場合、2時間あるから大丈夫だということで、瓦れきとかそういうものを避けて道に行くということも考えられますけれども、実際この時間が果たして非常に不安だというふうに感じておりますので、そのへん本当に、実際に行動に合ったような中身を細かくこれから作っていく必要があるのではないかというふうに感じております。

それからもう1つ、要援護者なのですけれども、今年、要援護者の避難訓練をやりました。その中で、やっぱり要援護者を救助する場合、誰がするのかというのが一番問題になってくると思います。

実際やってみまして、民生委員の方、あるいは隣保の方に助けていただきまして、あるいはまたその方が出られない場合、消防署の方が長時間その家に行って、その人と馴染み深くなって、それでやっとその人の心を解きほぐして、避難ができたというふうな実際、経験もございますので、これを今後、隣保で守るのかあるいは、隣保の人に守れと言いますと、責任をものすごく感じて、私はいやだという回答もございました。

そのへん、この要援護者のこれからの取り組みについて、どういうふうに取り組んでいくかちょっとお聞きしたいと思います。

◎佐之井久紀委員長

参事。

●中村龍平総務部参事

非常に大きな問題でございます。

今現在、取り組むことにしておりますのは、地域の方、また自主防災隊の方、自治会の方、それと自治会の中におられるたくさんの要援護者に関わっておられる方、この方々で1つのネットワークを作らせていただいて、その要援護者の方を普段からの見守り、また災害時における救出、救助について今、検討を進めようとしております。

これにつきましては、国のほうもそういう指針を示していることもありまして、取り組まなければなりませんけれども、そういうことではなくて、住民の方自ら動いていただけるような、そういう体制をつくりたいと思っております。

◎佐之井久紀委員長

工村委員。

○工村一三委員

特に要援護者に関しましては、目の見えない方とかあるいは心身的に心が傷められている方とかいろいろございます。

本当になかなか初めて行った人が逃げようと言って手を引っ張ったって、信用してない方ですとついて来られないというようなこともございますので、地道な計画、あるいは基準づくりをひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎佐之井久紀委員長

どうですか、報告事項ですのでこの程度で。どうしても聞いておきたいこと、浜口委員。

○浜口和久委員

報告事項ですので、ということなのであれなのですが、2ページ目、裏面ですね。ここで市における取り組みの中で、校舎への外付けの階段と屋上フェンスの設置を検討していると、今取り組んでいる内容が。今後の取り組みは、避難階段を設置するのだと。

私、この文章を読んだ時に、まだ検討しているというのに、今後は取り付けるのだということは、フェンスを取り付けるのか取り付けないのか、決まっているのか決まっていないのか、どちらだというような書き方だなど思っていました。

今の皆さんの御質問の中で、20校、小中学校があると。それを取り付けるというふうな形で理解をさせていただきました。それでよろしいですか。

◎佐之井久紀委員長

総務部参事。

●中村龍平総務部参事

はい。もう少し詳しく言わせていただきますと、新たな浸水想定速報版によりますと、20校の浸水区域内に学校が存在いたします。

そこに施工済みの学校があったり、それから浸水の深さによって3階へ避難ができたりの学校がございまして、そういうものを合わせますと、合計、今施工を13校程度行っていければなというふうに考えております。以上です。

◎佐之井久紀委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

分かりました。

そうしたらその13校なのでございますが、取り付けはいつごろになりますか。

◎佐之井久紀委員長

参事。

●中村龍平総務部参事

新年度以降、なるべく早く行いたいと思っております。

◎佐之井久紀委員長

よろしいか。

それでは、本件についてはこの程度で終わります。

次にふるさと未来づくりについて、当局のほうでいろいろ準備会設立等に御努力いただいております。そういう経過を含めて、御報告をいただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

市民交流課長。

●中村昌弘市民交流課長

ふるさと未来づくりの現状について説明させていただきます。

まず、1ページ目をごらんください。23年10月末現在の学区別進ちょく状況表でございます。地区みらい会議設立済みの厚生、小俣・明野、沼木地区の3地区、4小学校区の進ちょく状況、及び構成メンバーを掲載させていただきました。3地区とも、自治会を中心に各種団体、公募委員から構成されております。

次に2ページ目をごらんください。みらい会議設立前の準備会を立ち上げられた修道、明倫、神社、佐八、御園地区の進ちょく状況及び検討・構成メンバーを掲載させていただいております。

最後に3ページ目でございますが、準備会未設立の15地区の進ちょく状況を掲載させていただきました。

現在、各自治会役員会や地区連絡協議会、振興会への制度説明、地区の抱える課題などに関するアンケート実施等を行っていただいております。

平成25年4月1日の制度開始に向けて、地区総括者、地区担当職員、市民交流課職員で各地域へおじゃまし、地元の方々に御理解をいただけるよう努力しております。

以上のおおりでございます。なにとぞよろしくお願いいたします。

◎佐之井久紀委員長

ありがとうございました。

本件も報告事項でございますが、この際、質問がございましたらお受けしますので、御発言をお願いいたします。

黒木委員。

○黒木騎代春委員

それぞれいろんな段階というか、レベルのところに来ているというところがあるとい

うのですけれども、1つは準備会の段階から、会になったり協議会になったりという、こういうそれぞれのステップの段階で、こういう会に直接関わっていない方とか、幹部でない方と、そうでない一般市民の間で、いろんなギャップも生まれてきても困りますので、そういう状況ですよというのをお知らせする、そういう方法というのですか、そんなのはそれぞれみな、統一してやってごさるのか、それぞれに任されているのか。

私も小学校区単位で説明会とか、そんなのは参加したことがあるのですけれども、全員が来るわけではないので、そういう意味でそれぞれの段階でこういうところになっていきますよというようなことを一般市民というのですか、の方にお知らせする工夫というのが要るのではないかなと。

そうでないと、知らない間にどんどん進んでいるということがあって、もしもそれ以前の段階であれば、いろいろなよい提案とか発想とか、そういうのも取り入れてもらえるという機会もあったのにとというような、そういう話が出てくる可能性があると思うのです。

現にそういう方にも、私も接しましたので、そういう点の工夫がされないと、せっかく幹部の方たちは一生懸命やっているけれども、皆さんとのギャップばかり広がって評価してもらえないというようなことにもなりかねませんので、そのへんが非常に大事な段階になってくるのではないかなとこのように思いますので、そのへんについてのお考えをお聞かせください。

◎佐之井久紀委員長

市民交流課長。

●中村昌弘市民交流課長

ありがとうございます。

どこの地区もまず、やはり自治会の方が核となっておりますので、まずは自治会の方々に御相談をさせていただいております。

その中で、自治会の方々が御理解いただけないと地元の方にもなかなか広報とかチラシとかでお知らせはできないということをおっしゃっていただきますので、まず今の準備会が未設立の方々には、まず自治会の方々を中心にお話をさせていただいております。

その後、おっしゃっていただいた広報なり回覧板等で地元のほうへ回覧はしているのですけれども、なかなかどういう状態かという、中身を把握していただけない方々もみえますので、こんなことをやったんだ、あんなことをやったんだということで、毎回会議録みたいなことを回していただいている自治会さんもみえますので、そういうことでそのことを他の地区にも、こういうことをやっていただいているのだということを説明はさせていただいているのです。

なかなかまだ状況が、そういう状態ですので、そういう例えば神社地区のまちづくり協議会は、準備会だよりという形で、こういうので各戸配布もしていただいておりますので、こういうのも他の地区には、こういうことをやっていただいているのだということを紹介させていただいておりますので、まだまだ広報等が足りないと思いますの



で、がんばらせてもらいます。よろしくお願いします。

◎佐之井久紀委員長

よろしいですか。

他に御発言は、野口委員。

○野口佳子委員

この準備会なのですけれども、何回もしていただきましたりして、それでもまだまだ把握ができないという自治会長さんなんかもいらっしゃいますので、今そのような回覧ですか、そういうのも回すところにもいかずに、まだ地域の中で説明すらかなかなかできないという方々もいらっしゃいます。

そんな時にまだこれ、25年度から一斉に立ち上がることはできるのでしょうか。

◎佐之井久紀委員長

市民交流課長。

●中村昌弘市民交流課長

市のほうも25年4月1日の開始に向けて、先ほども言わせていただきましたが地区担当職員、市民交流課の職員で回らせていただいております。

なかなかまだ市民の方々、理解をしていただけない方が多いのですが、25年4月1日を目指して一生懸命がんばっております。

また、もう少しして25年4月1日が不可能なような状態になりましたら、皆様方にも御相談をさせていただきたいと考えておりますし、またこちらの経営戦略会議のほうでも話をしている状態でございます。以上でございます。

◎佐之井久紀委員長

野口委員。

○野口佳子委員

ありがとうございます。

何とか本当に、もうあと1年ですので、私達のところもそうなのですけれども、しっかり皆さんに浸透していただくように何かの形で努力をしていただきたいと思いますし、皆さんに努力するようにも言っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

◎佐之井久紀委員長

他に御発言は。

浜口委員。

○浜口和久委員

1点だけお願いします。

地区みらい会議の設立済みが3地区あります。地区みらい会議を設立して完結というのでは前からないという形でしたですね。

それには何かと言いますと、23年4月28日の協議会の中でも言わせていただいているのですが、交付金の一括化、現在各課から自治会等の地域の各種団体に交付されている様々な補助金等を一括交付金化すると。

これが完結できて初めて地区みらい会議のそこの地域が完結したということでございます。

この中でこの予算の、言ったら各自治会の財源の整理、これができているところはこの設立済みのところでどこかありますか。

◎佐之井久紀委員長

市民交流課長。

●中村昌弘市民交流課長

委員仰せの4月28日に資料提供させていただきまして、それ以降に財源等のお話もさせていただきまして、各3地区のほうへお示しをさせていただいております。

検討はしていただいているのですが、このモデル地区、本来のモデルという、25年4月1日の出発時点の状態のままモデルをやっていただいているところは現在ございません。上乘せの部分の金額の部分で活動していただいているのが現状でございます。

その話をさせていただきましたのですが、なかなか市のほうの条例の設置等もまだされておられませんので、なかなか、本来自治会に振り込ませていただいている補助金のことまで中に入らせていただいているところは現在、1つもございません。検討はしていただいております。そういう状態でございます。

◎佐之井久紀委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

検討はしていただいているということは、それは25年度からこういうふうに変る枠組みの中も検討まできっちり今、していただいている最中ということでございますか。

◎佐之井久紀委員長

市民交流課長。

●中村昌弘市民交流課長

25年の4月の1日からはこういう状態でいかせてほしいということでは言わせてもらっておりますが、前に言っていたいただいていたモデルですと、例えば1年前にこういう

話をやっていただいたらどうですかという、やっていただくという話まではいっておりません。25年の4月の1日からの全地区一斉開始の時の部分のお話だけになっております。

◎佐之井久紀委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

分かりました。

そうしたら、先ほど、不可能な時はまた相談させてもらおうというふうな形でございませうけれども、こういったモデル地域でもきっちりと会議が設立されていると。地区みらい会議が設立されているというところが3地域あります。

その答え、最終そこまでいけるかという答えは、いつ出されるおつもりですか。後の遅れているところは相談はまた、25年では無理なのだという形ですけれども、本当にこの地区みらい会議がやっていけるかやっていけないか、今後、さっきやっていけるかやっていけないか、答えはいつごろお出しになるつもりですか。

◎佐之井久紀委員長

部長。部長の答弁をちょっと聞かせてください。

●白木信行環境生活部長

今、課長から説明をさせていただきました。

地域でもいろいろありまして、御理解がいただけないところもあります。それで、今担当、あるいは市の中の地区担当職員も最大限の努力をさせてもらっております。

ただ、どうしても御理解がいただけないというところ、あるいは制度の実施時期の延期なんかも含めて、その際は議会のほうに御相談申し上げたいと、このように考えております。

時期の明示につきましては、今市の方向性等もありまして、そこらへんのところの方向性を早く決めて、また御相談申し上げたいなど。時期の明示については非常に、いつまでというお答えはなかなか難しいのかなというふうに思っております。

◎佐之井久紀委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

時期の明示が難しい。最終的にここままで、できる、できないという部分がある程度決めていただかないと、毎年このまま、そうしたらモデル地域が1個ずつ増えてきましたという状況の中でずるずる、上乘せの部分をいつまでも出すというふうな感覚になっても、財源の部分で困ろうかと思えます。

思い切ってえいやあというふうな形で市のほうがやるのだという形でありまして、そこできりをつけてそれまでにきっちりと会議を進めていただかなければいけないというふうな形になりますので、言っても多分これ、まだまだ難しい部分があるかと思えますので、なるべく早く時期も明示しながらというふうな状況でお答えをいただけるようお願いいたします。

◎佐之井久紀委員長

白木部長。

●白木信行環境生活部長

いずれにしても、残された期間というのは非常に少なくなっておりまして、大変厳しい状況というのは変わっておりません。

これからも地域の方々といろんな話し合いを大切にしながら、市民、行政双方が役割を十分理解しながら、協働してこのふるさと未来づくりの取り組みにがんばっていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◎佐之井久紀委員長

よろしいですか。

他に発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎佐之井久紀委員長

御発言もないようでございますので、ふるさと未来づくりにつきましては、この程度で終わります。

総務政策委員会の所管事務ですので、引き続き論議を重ねていきたいとこのように考えております。

御協議願います案件は全て終わりましたので、これをもちまして総務政策委員会を閉会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎佐之井久紀委員長

それでは、これをもちまして閉会をいたします。

閉会 午前 10 時 52 分

上記署名する

平成23年 月 日

委員長

委員

委員

11月25日説明員（24人）

○検査室長

○総務部長

総務部参事

総務課長

管財契約課長

○情報戦略局長

情報調査室長

行政経営課長

行政経営課副参事

広報広聴課長

○環境生活部長

市民交流課長

戸籍住民課長

○都市整備部長

都市整備部次長

都市計画課長

用地課長

建築住宅課長

○二見総合支所長

○小俣総合支所長

○消防長

消防次長

消防署長

消防課長

通信指令課長

予防課長

○選挙管理委員会事務局長